

様

堺市環境マスコットキャラクターデザイン使用承認書

堺市長

年 月 日付で申請のありました堺市環境マスコットキャラクターのデザインの使用について、次のとおり承認します。

承認番号	No. -
使用するデザイン	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 基本ポーズ <input type="checkbox"/> はてな? <input type="checkbox"/> 泣く <input type="checkbox"/> 笑う <input type="checkbox"/> ウィンク <input type="checkbox"/> 困る <input type="checkbox"/> 微笑み <input type="checkbox"/> 自慢 <input type="checkbox"/> ご機嫌 <input type="checkbox"/> 驚く <input type="checkbox"/> おじぎ <input type="checkbox"/> 歩く <input type="checkbox"/> だれる <input type="checkbox"/> ひらめく <input type="checkbox"/> 怒る <input type="checkbox"/> お願い <input type="checkbox"/> 座る <input type="checkbox"/> 慌てる <input type="checkbox"/> 後ろ <input type="checkbox"/> 顔 1 <input type="checkbox"/> 顔 2
事業名	
使用目的	
使用方法・内容	
使用期間	
注意事項	1 使用承認された内容にのみ使用すること。 2 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。 3 定められた形、色等を正しく使用し、デザインの改変や応用使用はしないこと。 4 ムーやんのイメージを損なう使用はしないこと。 5 意匠登録、商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は出願を行わないこと。 6 デザインの下部等適切な位置に「堺市環境マスコットキャラクタームーヤん」と表示すること。 7 使用承認の期間が終了したときは、速やかに使用を中止すること。 8 使用開始後速やかに、デザインの使用状況がわかるポスター、ちらし、写真等を提出すること。 9 デザインの使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに市長に報告し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図ること。